

I 給付金の概要

1. 趣旨

原油や物価が高騰する中において社会福祉施設等がサービスの安定的な提供を継続できるよう、光熱費等高騰分の経費の一部を支援する目的で、社会福祉施設等に対して「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金」(以下「給付金」という。)を支給します。

2. 施設所在地域

高知県(高知市を除く)

ただし、児童福祉施設については、高知市内の施設であっても、高知県の認可を受けている施設は対象とします。

3. 支給額

別表1に定める対象事業所・施設の種別ごとの基準単価により算定し、支給します。

II 申請要件

1. 申請要件

給付金の申請要件は、次の全ての要件を満たすもの((3)を除き、以下「申請者」という。)とします。

(1)法人(独立行政法人、地方公共団体、一部事務組合及び広域連合を除く)又は里親であって、対象地域で対象事業所・施設(別表1)の指定、許可、認可若しくは登録を受け、又は届出を行い、サービスを提供していること。

(2)対象事業所・施設について、令和6年1月1日までに開設し、申請日時点で指定を受けているものであること(休業中のものを含む)。

なお、ファミリーホーム及び里親については、令和6年1月1日時点で児童福祉法第27条第1項第3号の規定による児童の委託を受けていること。

(3)申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、別表2に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(4)県税の滞納がないこと。

III 申請手続等

1. 給付金に関する問い合わせ先

給付金の申請手続等に関してご質問等がある場合は、以下の給付金申請手続相談窓口へお問い合わせください。

高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金 事務局

電話番号:088-854-8388

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日祝日を除く。)

2. 申請書類

別表3に掲げる申請書を提出してください。なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、提出していただいた申請書類は、返却しません。申請内容について確認が行えるよう、お手元に控えを残した上で原本をご提出ください。

3. 申請書類の入手方法

高知県庁ホームページから申請に必要な書類を印刷及びダウンロードできます。

4. 申請書類の受付期間

令和6年2月19日(月)から令和6年3月29日(金)まで

5. 申請受付方法

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

令和6年3月29日(金)必着です。

〈宛先〉

〒781-0082 高知県高知市南川添9番5号

「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金申請受付係」

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

6. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、申請内容に応じた給付金を支給します。給付金の支給は順次開始する予定です。

7. 通知等

申請書類の審査の結果、給付金を支給する旨の決定をしたときは、様式4「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金支給決定通知書」により通知します。

なお、申請書類の審査の結果、給付金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、様式5「高知県社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金不支給決定通知書」により通知します。

Ⅳその他

- (1) 申請は、法人(里親の場合は個人)あたり1回限りとし、やむを得ないと判断される場合を除き、追加・変更申請等は受け付けません。
- (2) 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、検査を実施し、又は報告を求めることがあります。
- (3) (2)の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、給付金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。既に給付金の支給を

受けている申請者は、給付金を返還するとともに、給付金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(給付金の額に年 10.95%の割合で計算した額)を支払わなければならない場合があります。また、返還金及び加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。

- (4) 申請書類に記載された情報については、給付金の支給や検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。
- ① 県内の市町村が、独自に創設した原油・物価高騰の影響を受けた社会福祉施設等への運営費支援のための給付金に関する事業を実施するために必要であるとして、高知県に情報提供(申請者情報、振込先等)の依頼があった場合
 - ② 税務情報として使用する場合
 - ③ 高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第5条の規定に基づく開示請求を受けた場合
 - ④ 国の行政機関等が給付金等の支給要件の該当性等を審査するため必要な場合であって、当該審査に必要な限度で高知県に情報提供(申請書及び提出資料に記載された情報)の依頼があった場合
- (5) 上記(3)による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が給付金の返還等を求めた申請者については、法人名や対象施設名などの情報を公表することがあります。(虚偽申請であると認められた場合も、不支給とするとともに公表することがあります。)